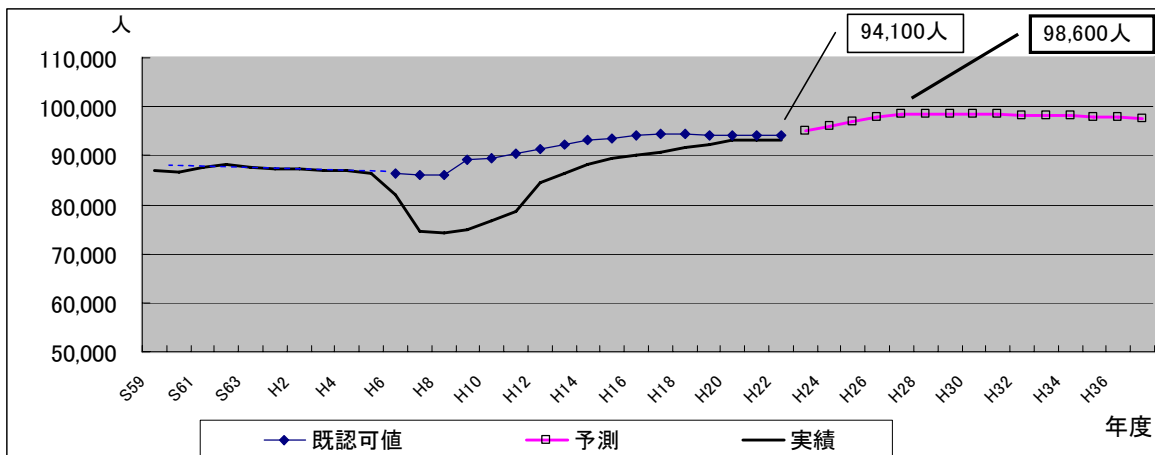


## 芦屋市水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(経営の基本)</p> <p>第 2 条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 給水人口は、<u>98,600 人</u>とする。</p> <p>4 1 日最大給水量は、<u>41,800 立方メートル</u>とする。</p> <p>(組織)</p> <p>第 3 条 (省略)</p> <p>2 法第 14 条の規定に基づき、水道事業の管理者(管理者の権限を<u>行う</u>市長。以下同じ。)の権限に属する事務を処理させるため水道部を置く。</p> <p>(議会の議決を要する負担付きの<u>寄附</u>の受領等)</p> <p>第 6 条 水道事業の業務に関し法第 40 条第 2 項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの<u>寄附</u>又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が 500 万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が 150 万円以上のものとする。</p> <p>(業務状況説明書類の提出)</p> <p>第 7 条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 天災その他やむを得ない事故により、第 1 項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合においては、管理者は、できるだけ<u>速やかに</u>これを提出しなければならない。</p> <p>別表(第 2 条関係) (表省略)</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第 2 条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 給水人口は、<u>94,100 人</u>とする。</p> <p>4 1 日最大給水量は、<u>57,200 立方メートル</u>とする。</p> <p>(組織)</p> <p>第 3 条 (省略)</p> <p>2 法第 14 条の規定に基づき、水道事業の管理者(管理者の権限を<u>行なう</u>市長。以下同じ。)の権限に属する事務を処理させるため水道部を置く。</p> <p>(議会の議決を要する負担付きの<u>寄付</u>の受領等)</p> <p>第 6 条 水道事業の業務に関し法第 40 条第 2 項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの<u>寄付</u>又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が 500 万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が 150 万円以上のものとする。</p> <p>(業務状況説明書類の提出)</p> <p>第 7 条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 天災その他やむを得ない事故により、第 1 項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合においては、管理者は、できるだけ<u>すみやかに</u>これを提出しなければならない。</p> <p>別表 (表省略)</p>

1 給水人口の実績と予測



2 1日最大給水量の実績と需要予測

